

(別紙1)

社会福祉法人指導監査結果

- 1 指導監査実施法人 社会福祉法人ぱれっと
- 2 指導監査実施年月日 令和6年10月8日(火)
- 3 文書指摘事項

区分	指摘事項	前回監査時 文書指摘事項
I-3(1) 評議員の選任	<p>令和6年2月29日開催の評議員選任・解任委員会において、評議員選任を行っているが、新たに選任された評議員から就任承諾書及び誓約書を受領していなかった。</p> <p>今後は、新たな評議員就任の際に就任承諾書等を受領し、就任の意思表示を確認すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第39条</p>	
I-3(2) 評議員会の招集・運営	<p>評議員会及び評議員選任解任委員会の招集について、日時及び場所等が、理事会の決議により定められていなかった。</p> <p>今後は、適切に評議員会及び評議員選任・解任委員会の招集を行うこと。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条第10項により準用される一般法人法第181条 評議員選任・解任委員会運営規程第7条</p>	
I-3(2) 評議員会の招集・運営 I-4(2) 記録	<p>貴法人の議事録において、次のとおり、適切に事務処理が行われていない事例があった。</p> <p>○令和5年6月2日開催の理事会の議案に対し、議案を決議した結果が、議事録において確認できなかった。</p> <p>○理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会の議事録について、定款又は評議員選任・解任委員会運営規程で定める議事録署名人の署名が確認できないものがあつ</p>	

	<p>た。</p> <p>今後は、議事内容を適切に議事録に残すとともに、議事録署名を適切に行うこと。</p> <p>なお、貴法人の定款又は評議員選任・解任委員会運営規程に従った場合、理事会は出席した理事及び監事全員の記名押印が必要であり、また、評議員選任・解任委員会は議長及び出席した委員全員の記名押印が必要であることに留意すること。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法施行規則第2条の15 社会福祉法第45条の14第6項 評議員選任・解任委員会運営規定第13条</p>	
<p>I-4(1) 定数</p>	<p>理事及び監事について、定款第15条に定める員数が選任されていないが、令和6年6月27日開催の評議員会において理事及び監事の任期が切れているにもかかわらず、令和6年8月2日開催の評議員会で新たな理事及び監事を選任していた。</p> <p>今後は、理事及び監事の任期について把握し、改選手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第45条の7第1項 定款第15条、第19条</p>	
<p>III-4(4) その他</p>	<p>登記事項について、変更が生じた場合、資産の総額は、会計年度終了3カ月以内に変更登記することとされているが、令和5年度の資産の総額の変更登記がなされていない。</p> <p>今後は期限を遵守し、適切に変更登記を行うこと。</p> <p>また、本件は前回と同様の指摘である。</p> <p>根拠法令等 社会福祉法第29条 組合等登記令第3条</p>	<p>○</p>

※文書指摘事項については、別記様式による是正改善状況の報告が必要です。